

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会  
公共工事安全推進計画

(平成 27 年 6 月)

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会

# 目 次

## 第 1 章 建設業労働災害における現状と課題

- 1. 現状 . . . . . P 1
- 2. 課題 . . . . . P 4

## 第 2 章 公共工事安全推進計画

- 1. 目的 . . . . . P 5
- 2. 基本方針 . . . . . P 5
- 3. 推進計画 . . . . . P 5
- 4. 推進体制 . . . . . P 6
- 5. 適用年月日 . . . . . P 6

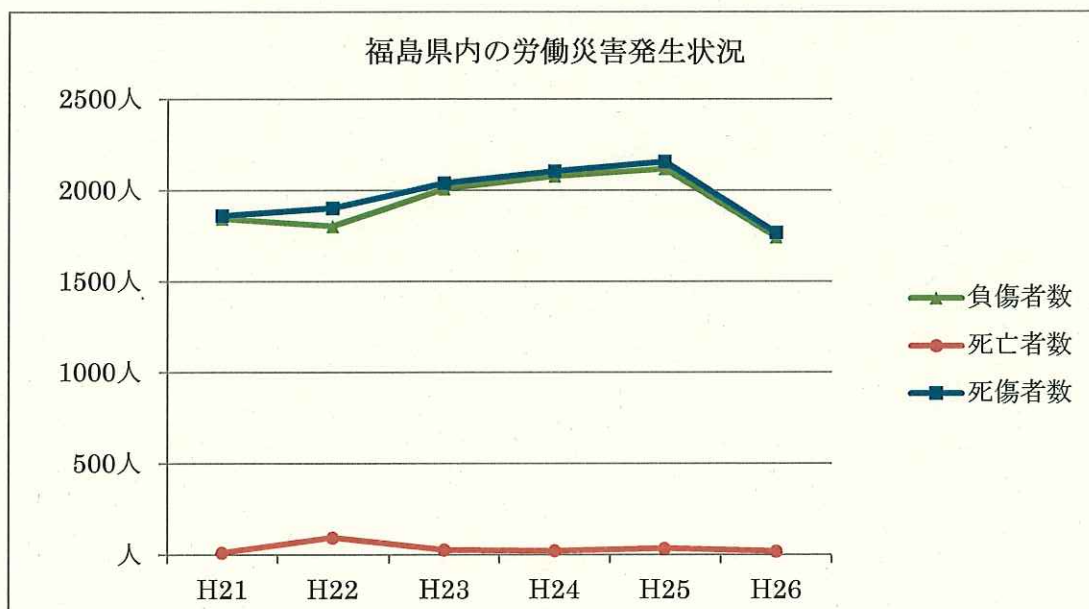
# 第1章 建設業労働災害における現状と課題

## 1. 現状

### (1) 福島県内の労働災害発生状況

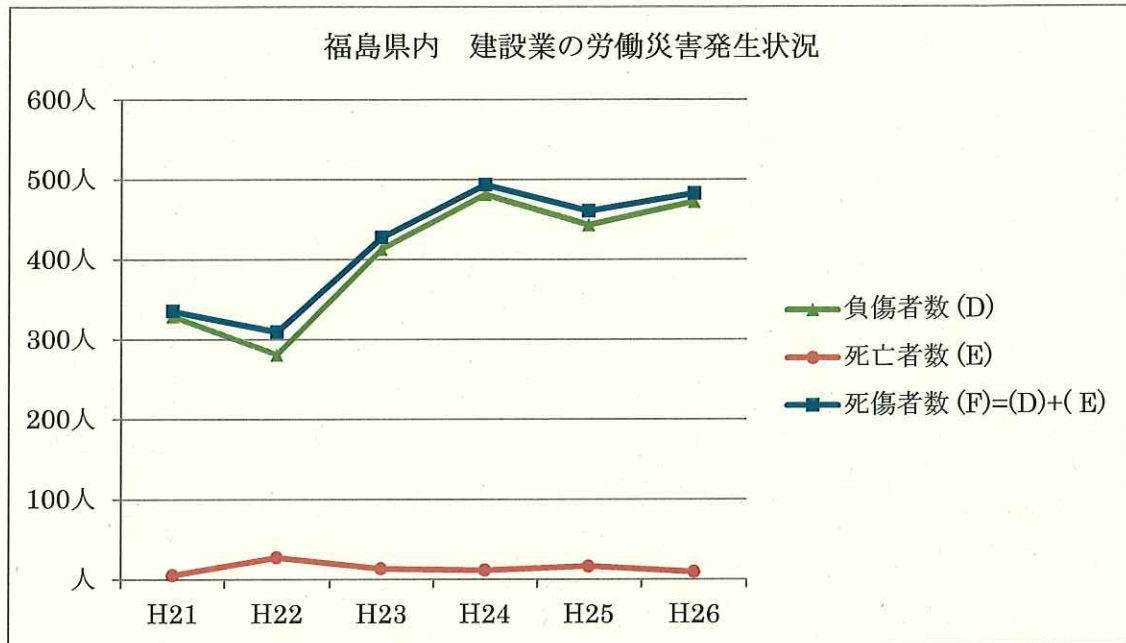
#### ①全産業における労働災害発生状況

全産業の死傷者数は、平成21年度以降、年間約1,700人から2,100人  
の間で推移し、平成26年度は、前年度より391人減少し1,768人であっ  
た。また、全産業の死亡者数は、平成21年度以降、年間15人から98人  
の間で推移し、平成26年度は、前年度より16人減少し22人であった。



#### ②建設業における労働災害発生状況

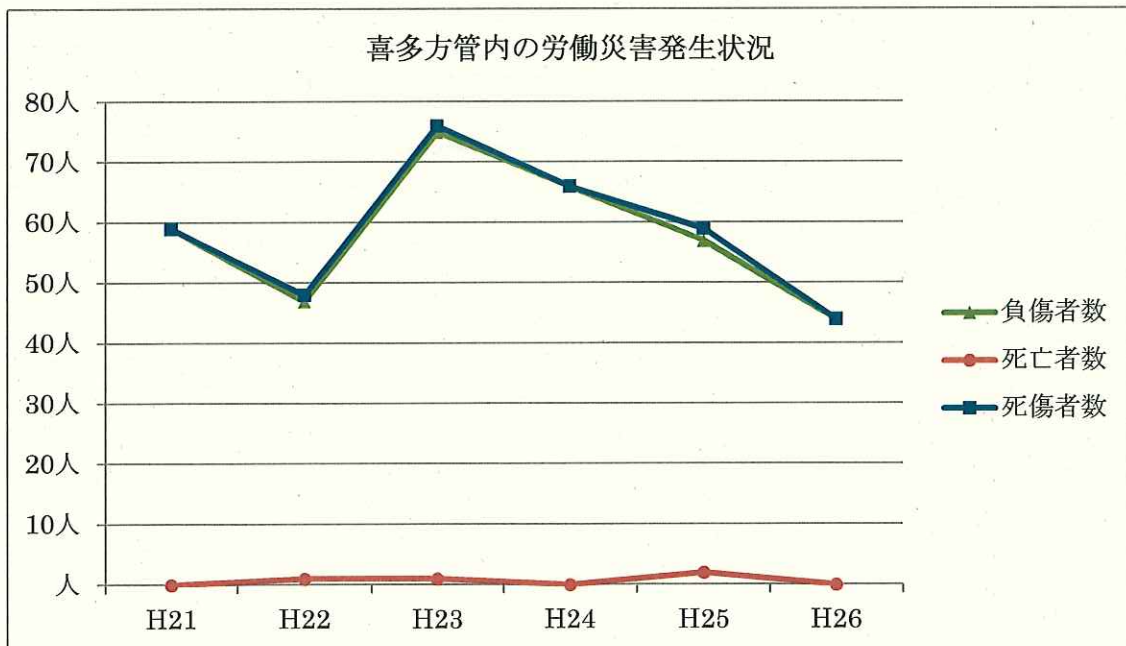
建設業の死傷者数は、平成21年度以降、年間約300人から500人の  
間で推移し、平成26年度は、前年度より23人増加し483人であり、全  
産業に占める割合が27.3%となった。また、建設業の死亡者数は、平成  
21年度以降、年間6人から28人の中で推移し、平成26年度は、前年  
度より7人減少し10人であり、全産業に占める割合が45.5%となった。



## (2) 喜多方管内の労働災害発生状況

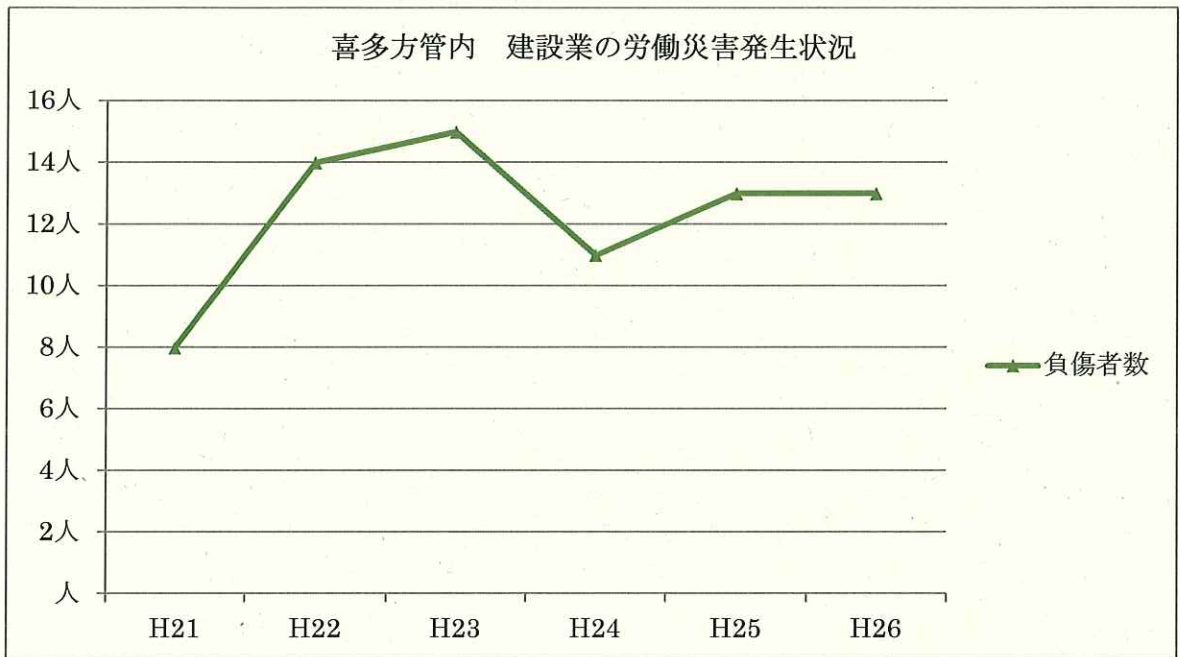
### ①全産業における労働災害発生状況

全産業の死傷者数は、平成 21 年度以降、年間 44 人から 76 人の間で推移し、平成 26 年度は、前年度より 15 人減少し 44 人であった。また、全産業の死亡者数は、平成 21 年度以降、年間 1 人から 2 人の間で推移し、平成 26 年度は、前年度より 2 人減少し 0 人であった。



## ②建設業における労働災害発生状況

建設業の死傷者数は、平成 21 年度以降、年間 8 人から 15 人の間で推移し、平成 26 年度は、前年度と同じ 13 人であり、全産業に占める割合が 29.5%となった。また、建設業の死亡者数は、平成 21 年度以降発生していない。



## (3) 喜多方労働基準監督署からの緊急要請

平成 26 年 7 月に、福島県内で 7 人が死亡したことに伴い、福島労働局の「死亡労働災害多発非常事態宣言」の発令を受け、喜多方労働基準監督署から、施工現場における労働災害防止対策の徹底について要請があった。(平成 26 年 9 月 4 日付け喜多方基署発 0904 第 1 号)



## 2. 課題

- (1) 建設業は、全産業と比較し死亡者の比率が高く、ひとたび事故が発生すると死に繋がる危険性を潜在的に有していることから、事故発生の危険性を判断できる能力を向上させるため、安全管理に対する取組みを継続して実施する必要がある。
- (2) 平成 26 年 12 月に福島労働局が監督指導を実施した結果、255 現場のうち 139 現場（54.5%）に労働安全衛生法違反が認められたことを踏まえ、現場における日頃の安全管理体制を改善させるため、発注者と請負業者が共同して安全教育や安全パトロールの実施等、労働災害防止対策を図る必要がある。

## 第2章 公共工事安全推進計画

### 1. 目的

本計画は、「福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会規約」第2条に規定する目的を達成するために、喜多方建設事務所が発注する公共工事の安全対策を発注者及び請負業者が一体となって、組織的及び効率的に推進するために策定する。

### 2 基本方針

福島県喜多方建設事務所管内建設工事安全推進協議会（以下「協議会」という。）における安全管理に関する取組みに対し、下記のとおり基本方針を定める。

#### 【基本方針】

「公共工事の労働災害及び公衆災害の撲滅」を目指す。

### 3 推進体制

- (1) 本計画は、協議会で推進する。
- (2) 基本方針を達成するため、毎年、事故の原因や傾向等を分析のうえ、次記の推進計画に上げる事業を選択しながら年間の事業計画を作成し、総会で決定する。

### 4 推進計画

#### (1) 事故防止に関する指導及び助言

安全パトロールによる指導及び助言

#### 【目的】

事故に繋がる要因を、事前に発見し是正することで、工事現場の安全を確保する。

#### 【方法】

- ①発注者と請負業者が合同で実施（年2回）
- ②発注者単独、または請負業者単独で実施（随時）
- ③臨時（技術管理課からの通知があった時など、必要に応じて実施）

## (2) 事故防止対策に関する啓蒙活動

### 啓蒙活動

#### 【目的】

安全管理に対して、発注者及び請負業者一人一人の意識を高める。

#### 【方法】

- ①安全対策に関する発表会（発表者：監督員、現場代理人等）
- ②安全講話（講師：労働安全コンサルタント等）
- ③労働災害対策防止のための研修会（事故事例集等を活用）
- ④標語募集（現場へ掲示）
- ⑤安全に関する現場条件等を特記仕様書に記載
- ⑥施工計画書の拡充（現場条件を反映）
- ⑦協議会ホームページの拡充

## (3) 事故防止対策の実施状況等の進行管理

### 進行管理

#### 【目的】

事業計画の工程と実際の進行状況との乖離を把握し、必要に応じ工程変更や作業手順の見直し等を必要に応じて行う。

#### 【方法】

各事業の進行管理（幹事会が行う）

## (4) その他本会の目的を達するために必要な事業

### 発注者及び請負業者の全職員に浸透させるための対策（形骸化防止）

#### 【目的】

事故を想定した模擬訓練、表彰による優れた功績の明確化により、安全管理に関する意識の高揚化を図る。

#### 【方法】

- ①職員の能力向上策（事例に基づく訓練、ロールプレイング）
- ②表彰（安全管理に功績があった個人等）

## 5 適用年月日

平成27年6月12日以降適用する。